

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「私たちがさが美は、いつもお客様の笑顔と「ありがとう」のそばに」を企業理念とし、お客様満足度の高い企業、お客様満足度の向上を継続する企業を目指しております。また、「きものの持つ歴史、文化を継承し、その美しさ、心地よさを大切に、新しいきものの生活の提案」を使命として、社会的価値の向上に取り組んでおります。この使命の下、当社は、株主の皆さまをはじめとするお客様、お取引様、社員、地域社会という全てのステークホルダーから支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスを充実させ、中長期的な企業価値の最大化を図ることが経営の最重要課題のひとつと認識しております。また、迅速な経営情報開示により、経営の透明性を確保するとともに、各種委員会の設置、社内規定の充実を図り、コンプライアンスの徹底に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4、1-2-5】株主総会における権利行使

当社は、海外投資家比率が1%程度と僅少であるため、現状は議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、国内・海外機関投資家の保有比率に注視して、その採否について継続的に判断してまいります。

また、現状信託銀行の名義で株式を保有している実質的な株主である機関投資家が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問をおこなうことは、原則認めておりません。今後につきましては、信託銀行と協議しつつ、対応を決定してまいります。

#### 【原則3-1】情報開示の充実

(3)当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役のそれぞれの報酬限度額の範囲内で、会社業績や経営内容を考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会の協議により決定しており、監査等委員は監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示につきましては、今後検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-2】英語での情報開示・提供

当社は、海外投資家比率が1%程度と僅少であるため、現状は英語での情報の開示や提供は行っておりません。今後、国内・海外機関投資家の保有比率に注視して、その採否について継続的に判断してまいります。

#### 【補充原則4-1-3】取締役会の役割・債務(後継者計画)

当社は、企業の持続的な成長と発展に寄与する人材を確保するため、将来の経営陣幹部となり得る人材に対しては、適宜適切な人事異動や選任により、複数部門の経験や、経営会議をはじめとする経営上の重要会議への出席を通じた、経営への参画経験などに努めておりますが、今後はさらに経営理念や経営目標に沿った後継者育成計画について協議し、適切な能力を有する経営陣幹部の育成を図るものとし、取締役会はその状況を適切に監督をおこなってまいります。

#### 【原則4-2、補充原則4-2-1】取締役会の役割・責務(業績連動型報酬、自社株報酬の割合)

当社の取締役会は、経営陣からの提案については、説明責任の確保のためにも多角的かつ十分な検討をおこない、承認した提案が実効される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援しております。

役員報酬については、株主総会の決議により報酬総額の上限を定め、その範囲内で決定しております。また、現時点においては、業績連動や自社株報酬などを採用・実施しておりませんが、健全なインセンティブが機能する仕組みについて検討を行うとともに、新たな制度の導入についても検討してまいります。

#### 【補充原則4-8-1、4-8-2】独立社外取締役の有効な活用

当社は、監査等委員3名のうち、当社取締役会が定めた独立性の基準を満たす独立社外取締役を2名選任しております。今後、情報・課題認識共有の観点で、独立社外取締役のみを構成員とした会合等や、筆頭独立社外取締役の決定等により、経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携に係る体制整備について、検討してまいります。

#### 【原則4-10、補充原則4-10-1】任意の仕組みの活用

当社では、取締役会にて独立社外取締役からも積極的な質問、助言をいただいておりますが、今後、取締役の選任・報酬等についても独立社外取締役の適切な関与・助言を得て、より透明性を確保できるよう諮問委員会等の設置も含めて検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の分析・評価

毎年、取締役の業務の適正を確保することを目的に、取締役自身の自己監査を行っていますが、今後、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の導入と、その結果概要の開示について検討することとしております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行います。その保有する政策保有株式については、定期的に取締役会に報告し投資の妥当性や経済合理性の判断を行っております。また、政策保有株式に係る議決権行使については、当該企業の状況や取引関係等を踏まえ、議案に対する賛否を判断するものとします。

#### 【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社は、取締役会規則において、取締役と会社との取引及び主要な株主と会社との取引については、取締役会での決議を必要としております。

#### 【原則3 - 1】情報開示の充実

(1) 当社の経営理念については、当社ホームページ(<https://sagami-ghd.co.jp/>)にて、開示しております「会社案内(企業理念)」をご参照ください。また、経営戦略については、有価証券報告書に開示しております。

(2) 当社は、「私たちが美は、いつもお客様の笑顔と「ありがとう」のそばに」を企業理念とし、お客様満足度の高い企業、お客様満足度の向上を継続する企業を目指しております。また、「きものの持つ歴史、文化を継承し、その美しさ、心地よさを大切に、新しいきものの生活の提案」を使命として、社会的価値の向上に取り組んでおります。この使命の下、当社は、株主の皆様をはじめとするお客様、お取引様、社員、地域社会という全てのステークホルダーから支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスを充実させ、中長期的な企業価値の最大化を図ることが経営の最重要課題のひとつと認識しております。また、迅速な経営情報開示により、経営の透明性を確保するとともに、各種委員会の設置、社内規定の充実を図り、コンプライアンスの徹底に努めております。

(4) 当社は、経営幹部・取締役候補者の指名を行うにあたっては、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・バランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定ができること、ならびに各個人が法令及び企業倫理に徹する見識を有することを基準として、取締役会において経営幹部・取締役の選任・指名を決議しております。また監査等委員候補の選任に当たっては、取締役の職務執行の監査を公正に遂行できる知識・能力・経験を有していることに加え、財務・会計に関する適切な知見を有する者等の基準を満たした者を候補者として、監査等委員会の同意を得たうえ取締役会で決議しております。

(5) 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の選任・指名については、株主総会招集通知において、個々の選任・指名理由を開示しております。

#### 【補充原則4 - 1 - 1】経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会においては、経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、執行役員制度を導入して、日常の業務執行に関する決裁権限を執行役員に委譲しております。また、当社および子会社の取締役と執行役員からなるグループ経営会議において、経営上の課題に対して、十分協議を行い、取締役会における、経営上の意思決定の補完および業務執行状況の監督を行っております。

なお、重要な意思決定の項目は取締役会規則の取締役会付議基準に定めており、経営陣の委任の範囲は業務分掌規程に定めて運用しております。

#### 【原則4 - 8】独立社外取締役の有効な活用

社外取締役の選任にあたっては、企業経営全般に対する知見に加え、当社が属する呉服業界の特殊性を理解し当社経営陣からの独立性を有することを要件として社外取締役候補の人選に努めております。現在、監査等委員3名のうち、当社取締役会が定めた独立性の基準を満たす独立社外取締役を2名選任しております。

#### 【原則4 - 9】独立性判断基準及び資質

当社は、社外役員の独立性に関する独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しており、それを基に判断しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 1、4 - 11 - 2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、多様な視点と経験およびスキルを持った取締役で構成されることが必要と考えております。また、事業内容に応じた規模とし、専門分野等のバランス及び多様性を考慮した構成としております。取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3 - 1(4)をご参照ください。

なお、取締役会は、定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内および監査等委員である取締役5名以内の範囲で構成されております。

当社は、取締役について、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については、合理的な範囲に留めるよう努めております。また、その重要な兼職の状況は、定時株主総会の招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

#### 【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役及び執行役員がその役割、責任を果たすために必要な知識等の習得にあたり、その機会を設定するとともに当該費用についても会社が負担することとしております。また、各役員の要請に基づく社内・社外セミナーへの参加なども実施し、当該費用についても会社が負担しております。

#### 【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

(1) 当社では、株主との対話全般については、IR担当役員が統括し、経営政策室・財務・総務等の関係各部署と適宜情報の連携を図っております。

(2) 個別面談以外の取り組みとしては、機関投資家等へ決算説明会の開催を検討してまいります。

(3) 対話において把握した株主の意見等は、IR担当役員が必要に応じ、適宜、取締役会や経営陣幹部へフィードバックしております。

(4) 当社では、インサイダー取引規定を策定し、それに基づいて適切な運用をしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
AG2号投資事業有限責任組合	21,994,126	53.86
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,247,217	3.05
株式会社セディナ	854,000	2.09
さが美共栄会	741,312	1.81
株式会社SBI証券	404,000	0.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	398,000	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	330,000	0.80

塚喜商事株式会社	310,000	0.75
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	308,960	0.75
楽天証券株式会社	230,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無 <b>更新</b>	AG2号投資事業有限責任組合 アスパラントグループ株式会社(非上場)
親会社の有無	なし

**補足説明** **更新**

アスパラントグループ株式会社は、AG2号投資事業有限責任組合の無限責任組合であり業務執行組合員であることから、当社の支配株主(親会社を除く。)に該当いたします。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主等との取引については、一般的な取引条件と同様に契約条件や市場基準を十分に勘案し、合理的に決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

当社は、支配株主であるアスパラントグループ株式会社より、2名の取締役と1名の実務スタッフを受け入れております。  
当社は、支配株主との資本的・人的関係から、当社の経営方針の決定等について、一定の影響を及ぼし得る状況にありますが、当社と支配株主との間で締結した資本業務提携契約により、当社グループの自主性・独立性について維持・尊重されており、一定の独立性は確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: orange;">更新</span>	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤田尚子	弁護士													
松本好弘	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田尚子			弁護士	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
松本好弘			公認会計士	公認会計士として長年にわたり企業会計の実務に携わっている経験から、その高い見識と幅広い経験を当社の監査に活かしていただくためであります。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができるものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の連携として、監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受け意見交換をすることとしております。一方監査室は、会計監査人の監査計画ならびに監査結果の監査等委員会への報告会に同席し、内部統制に関する事項や会計に関する部分などについての情報交換を会計監査人と実施しております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

2名

### その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性に関する独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しており、それを基に判断をしておりません。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年5月30日開催の取締役会の決議により、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、より一層の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、取締役及び従業員に対し公正価格による有償ストックオプション制度を導入することといたしました。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

### 該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年5月30日開催の取締役会の決議により、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、より一層の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、取締役および従業員に対し発行する予定となっております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

【取締役および監査役の報酬等の額】

前事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

取締役4名 36,589千円

監査役3名 11,535千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役のサポート体制】

当社総務担当部門にて社外取締役に對し、取締役会日程および議案を早期に通知しております。これにより、社外取締役が議案に関する情報を事前に収集できる体制となっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計9名で構成され、経営の基本方針等の経営上の意思決定をおこなっております。執行役員制度を導入して、日常の業務執行に関する主要な決裁権限を執行役員に委譲し、業務執行のスピードアップを図っております。また、当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)と執行役員からなるグループ経営会議を設置し、業務執行に関する事項の審議をおこなっております。取締役会およびグループ経営会議は毎月1回を定例会議とし、必要な場合には臨時に開催しております。取締役候補者の選任については、取締役会全体として知識・経験・バランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定ができること、ならびに各個人が法令及び企業倫理に徹する見識を有することを基準として、取締役会において取締役の選任を決議しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人からの情報収集、ならびに内部監査部門および会計監査人との連携を円滑におこない監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員1名を選定しております。監査等委員会監査は、監査等委員会において年間監査計画が策定されたうえ、会計監査と業務監査が遂行され、その結果について監査等委員会において審議のうえ、必要とされた事項は取締役会もしくは担当取締役に報告されます。なお、監査等委員会には社内通報制度上の通報内容も倫理委員会を通じて報告される体制となっております。

内部監査は、内部統制部門として、企業グループを監査対象とする社長直属組織の「監査室」を設置し、3名の選任スタッフを置いてグループ経営会議で承認を受けた年間監査計画にもとづき、グループ会社の各部署、事務所および直営店舗の業務監査が適正・適法・効果的におこなわれているかの監査を定期的実施しております。監査結果は全ての取締役ならびに室長に報告され、指摘項目は各グループ会社の担当部門長によって是正され、監査室あて改善報告がなされることとなっております。

会計監査人については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査等委員会は会計監査人との間で監査計画の確認を行うとともに、四半期末に当社および連結子会社の監査結果の報告を受けており、監査室も会計監査人との相互連携を図っております。指定有限責任社員、業務執行社員として当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、鈴木賢次、膳亀聡の各氏であり、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、鈴木、膳亀の両氏の継続監査年数は7年以内です。当社の監査業務に係る補助員は、公認会計士14名、その他4名で構成されております。

当社は日々、担当部署がリスク管理を担っておりますが、リスク管理規定のもと経営トップが議長を務める「リスク管理委員会」にて企業全体の統制、対策をおこなう体制となっております。また、より専門的な内部統制をおこなうために「倫理委員会」「情報管理委員会」「安全衛生委員会」「財務報告内部統制委員会」を設置し、リスク管理委員会と連携しながらコンプライアンスの徹底に努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成29年12月21日より持株会社体制に移行いたしました。この移行により、当社は、グループ全体の政策はもとより、グループを統括する事務部門および内部統制部門を有する管理会社となりました。従来の担当部署を設け、関係会社を管理する形態から、企業のすべての部門が関係会社と関わり、グループ会社間の連携を強めることで、グループ横断的にコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、経営の健全性・透明性・迅速性を確保することを目的とするものです。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より以前に発送しております。第43期定時株主総会につきましては、開催日は平成29年5月16日でしたが、招集通知は4月27日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2月決算のため、毎年5月に開催しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「情報開示の基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「沈黙期間」及び「将来の見通しについて」からなるディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページ( <a href="https://sagami-ghd.co.jp/ir/investors/#disclosure">https://sagami-ghd.co.jp/ir/investors/#disclosure</a> )に公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第43期決算において、アナリスト向けに説明会を開催しており、今後も定期開催を検討しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信、決算説明会資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員が統括する経営政策室ならびに業務本部の財務・総務部門が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範として、すべてのステークホルダーとの係わりについての基本方針を明示し、全従業員に対し、浸透徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動としては、特定非営利活動法人「和装教育国民推進会議」へ参加し、中学校や高校において和装教育や、ゆかたの着付けを通じた日本の学生と留学生との文化交流のお手伝い等をおこなっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令に基づく開示を適切におこなうことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、ステークホルダーにとって重要な情報についても、当社のホームページや東京証券取引所において情報発信をおこなっております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システム構築の基本方針】

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社および当社グループ各社は、職務の執行にあたり、企業の社会的責任を果たすため「社是」「行動規範」等を定め、取締役および使用人に対し周知する。
  - (2) 当社は、法令・定款遵守の下、当社グループ各社の規範となるコンプライアンス関連規程を定め、法務担当が中心となり、当社グループ各社の販売活動などに関わるコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。
  - (3) 当社内部監査部門は、当社および当社グループのコンプライアンスの遵守状況について定期的に内部監査を実施し、当社グループ各社の取締役社長および担当取締役に報告する。
  - (4) コンプライアンス上疑義がある行為についてはグループ社内通報制度に基づき、使用人および取引先から通報を受け、当社担当取締役を議長とした倫理委員会で迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には社内規程に基づき厳正に対処する。
  - (5) 当社および当社グループ各社の取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合は、直ちに当社監査等委員会に報告するとともにグループ経営会議に報告し、是正を行う。
  - (6) 当社および当社グループ各社は、反社会的勢力との関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関との連携を強化するとともに、不当な要求への対策をマニュアル等で示し周知する。
2. 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 当社および当社グループ会社の取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書（電磁記録を含む）に記録し、法令および文書管理規程等に基づき適切に保存・管理し、それぞれの取締役は、常時これらの文書閲覧ができる。
  - (2) 当社文書管理担当部署は、適宜、文書管理規程の見直しを図り、改訂にあたっては当社取締役会の承認を得るとともに、当社グループ各社の文書管理の指導をする。
  - (3) 当社文書管理担当部署は、グループ情報管理倉庫を、法令および文書管理規程等の定めにもとづき、適正に運用・管理する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、当社グループのリスク管理体制の構築を目的に、リスク管理規程を定める。また、業務の所管部署毎に業務マニュアル・ガイドライン等を作成、整備し、発生が予測されるリスクの防止・低減を図る。
  - (2) 当社代表取締役を議長とするリスク管理委員会を設置し、グループの全社的なリスクの把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視および改善等の活動を展開する。
  - (3) 緊急対応を要する事態が発生したときの危機管理体制等について、危機管理要領に定める。本要領に定める事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営的的確かつ機動的な意思決定を行うため、グループ各社の取締役会のほか、当社代表取締役を議長とし、グループ各社の取締役、執行役員、本部長等の経営責任者で構成されるさが美グループ経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
  - (2) 当社および当社グループ各社は、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらにグループ各社で業務分掌規程ならびに決裁権限規程等を制定し、各取締役の責任分担を定めることで、業務執行の適正化を図る。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制および財務報告の適正性を確保するための体制
  - (1) 当社は、子会社の経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、当社および子会社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また、「関係会社管理規程」において、子会社の株主総会付議事項およびその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、子会社に義務づける。
  - (2) 当社は、グループ各社の経営責任者で構成するさが美グループ経営会議を定例開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
  - (3) 当社は、財務報告内部統制基本方針書を定めるとともに財務報告内部統制委員会を四半期毎に開催し、当グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関し、当社および当社グループ各社において必要な体制を確保する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会は、監査部門もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務執行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し、監査部門長ならびに担当取締役の指揮命令を受けない。また当該使用人は、監査等委員会の指示に忠実に従うものとする。
7. 当社および子会社の取締役等および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社および当社グループ各社の取締役等および使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、グループ社内通報制度に基づく使用人・取引先からの通報状況および内容を、速やかに報告する。
  - (2) 当社および当社グループ各社の取締役等および使用人は、グループ社内通報制度へ公益通報をした者ならびに監査等委員会に前号の報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益な取扱いを禁止するとともに、その旨を社内通報規程に定める。
8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 当社は、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員の職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担する。
  - (2) 当社は、監査等委員会が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制



- (1)当社グループ各社の取締役および使用人は、監査等委員会の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査等委員は当社グループ会社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
- (2)当社代表取締役は、監査等委員会、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)警察や関係機関(暴力追放推進センター等)、弁護士などとの連携を強化し、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- (2)本社に不当要求防止責任者を選任しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

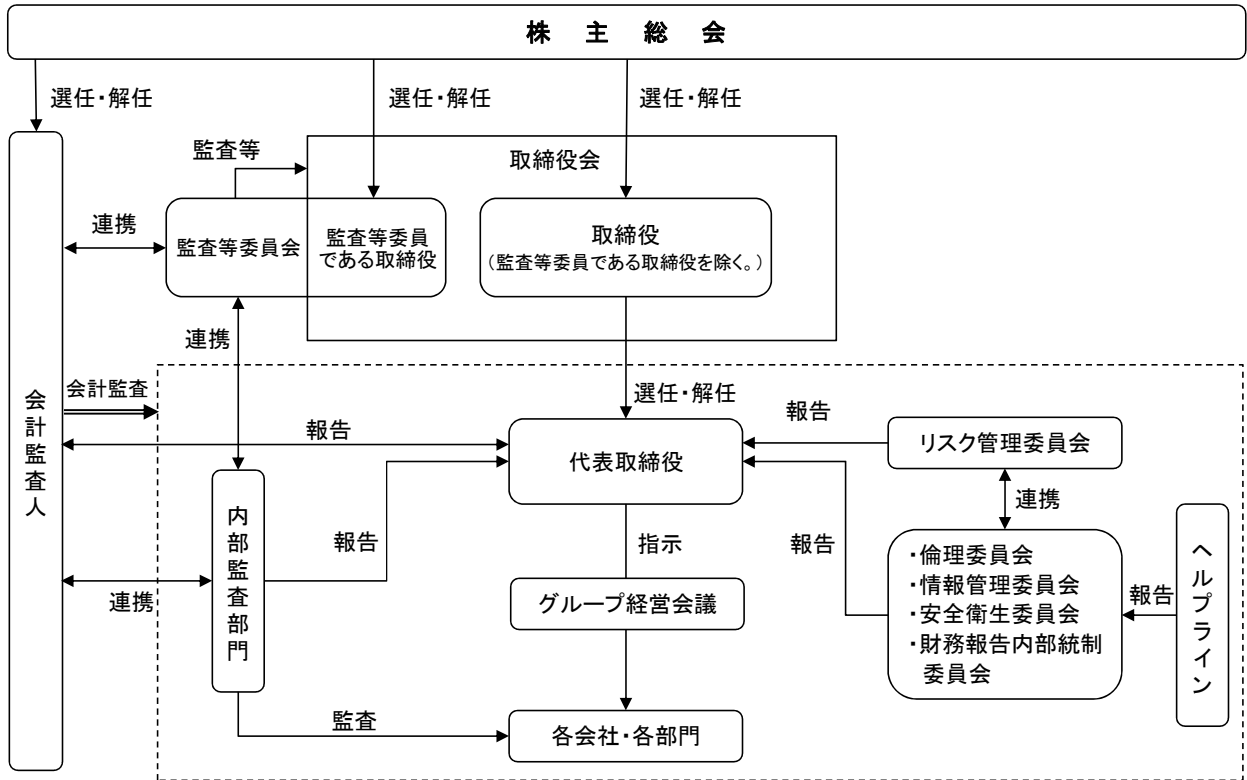
#### 1. 情報開示に対する基本的考え方

- (1) 当社は、株主・投資家に対して、東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則」に従って、当社およびグループ会社に関する重要事実等の情報の開示を適時且つ適切におこないます。
- (2) 当社は、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保に努めます。
- (3) 当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対して、重要事実以外の事項についても資料投函、自社ホームページへの掲載などタイムリーな情報開示の実現に努めております。

#### 2. 適時開示に係る社内体制(別紙の社内体制図参照)

- (1) 当社の経営関連情報、財務情報等は、取締役会事務局である総務人事部に集約される社内体制を構築しております。
- (2) 重要な経営関連情報、財務情報は取締役会へ適切に付議・報告をおこなう体制となっております。
- (3) 連結子会社に関する適時開示すべき情報については、グループ会社から当社経営政策室を経由し、総務人事部へ報告する体制となっております。
- (4) 株主・投資家への適時適切な会社情報の開示をおこなうために業務本部の総務担当部門と経理担当部門が連携して情報の網羅性、正確性、適時性を確認し、迅速かつ公平な情報提供ができる体制を構築しております。

《コーポレートガバナンス体制》



《適時開示の社内体制図》

